

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年1月11日（火）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 (15名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	欠席
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	欠席	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (2名) 4番 鶴山 久雄 推進1番 安井 進

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第5号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について

議第6号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地一時転用願いの件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、本郷委員と12番、吉岡委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

(前田委員 退出)

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でございます。番号1番と2番は譲受人が同じですので、あわせて説明いたします。

番号1番、申請地、大字今里川合方6番1(田)930㎡、譲渡人、中三倉堂一丁目、■■■■、

番号2番、申請地、大字今里川合方6番2(田)913㎡、譲渡人、大字田井、■■■、合計面積1843㎡です。

譲受人、永和町、■■■■■、どちらも売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、5244㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第1番目、大和高田市クリーンセンターより■■に約200mのところでございます。

以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等は具備しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

次の議題に入ります前に、前田委員の入室、着席をお願い致します。

(前田委員、入室、着席)

続いて、議第2号を議題と致します事務局から説明願います。

事務局

議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字東中146番1(畑) 212㎡、同じく大字東中146番2(畑) 102㎡、合計面積314㎡です。申請人、東中一丁目、■■■■、転用目的は、農業用施設への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、奈良文化高等学校東門の■側のところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては、1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、■■■■さんの転用の申請ですが、現況は、畑作されています。周囲の状況は、北側と東側と西側は宅地、南側は道路です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地はございません。東中水利組合から同意を得ています。雨水は、自然浸透で南側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。以上、農地部会としては、いずれも妥当な申請であろうという審議結果でした。

ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1番、東中の農地区分につきましては、街区を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

まず、資力、及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の預金通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。
それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第4号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答
をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致します。それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案書3ページをお願い致します。

議第5号、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について説明いたします。

まず、皆様方のお手元に農業経営基盤強化促進基本構想(案)の冊子を事前にお配
りしておりますが、お手元にございますか？

今回の変更に関しましては、一番元になります農業経営基盤強化促進法の改正がご
ざいました。これに伴いまして、奈良県もこの基本方針を変更しておりますので、大
和高田市も変更する必要がございます。

この大和高田市の基本構想は平成6年に策定され、その後平成12年、平成18年、
平成22年、平成26年にそれぞれ一部改正をしております。今回で5回目の変更にな
ります。

変更に関しましては、農業委員会とJA奈良県からの意見書をもって奈良県へ申請
されます。

今回の変更のポイントとしましては、別紙の基本構想の見直し箇所をご覧下さい。
主な変更点でございますが、まず1点目、法改正に伴う各事業の削除がございました。

2点目、農用地利用集積にあつては農地中間管理事業を活用する旨の追加記載がな
されました。

3点目、目標の見直しとしまして、本文中の数字、金額等を近年の県内の農業情勢
等を踏まえ、変更をされています。

以上、簡単ではございますが、今回の主な変更点でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、議第5号について事務局から説明あったとおりですが、この件につきまして
て何かご質問などございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 他にご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号につきましては、農業振興課に対して原案のとおり承
認した旨の回答をすることに決定いたします。

次に議第6号、その他の1番を議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件に
ついて説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農
業の主たる従事者の証明の願ひ出をされています。これは、後に市の都市計画課に申

請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字神楽21番1(畑)344㎡、大字神楽22番1(畑)793㎡、合計面積1137㎡ 申出者 広陵町、■■■■、買取り申出事由の生じた者、■■■■、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和3年12月25日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農業委員の奥本委員への照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、■■■■さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議長 　ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第6号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第6号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第6号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字市場627番(田)1157㎡、借受人、葛城市、■■■■、貸出人、大字岡崎、■■■■、

番号2番、解約する農地、大字岡崎26番(田)1114㎡、借受人、葛城市、■■■■、貸出人、大字市場、■■■■ 外2名、

規模縮小のためでございます。以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、2件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。
(なしの声あり)

議長 　ご意見ご質問等ないので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので議第6号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

次に、議第6号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第6号、その他3番、専決処分の報告について、報告1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和3年11月26日から令和3年12月27日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、日之出東本町1361番3(田)309㎡、日之出東本町1362番3(田)233㎡、合計面積542㎡、譲受人、東京都練馬区、■■■■■■■■■■、譲渡人、日之出東本町、■■■■■■■■■■、売買による所有権移転により一戸建専用住宅への転用届出であります。令和3年12月23日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議長 報告第1号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に、議第6号、その他の3番の報告第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第6号その他の3番、専決処分の報告について報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、届出地、大字勝目52番3(田)64㎡、

届出地所有者、大字出、■■■■■■■■■■、使用期間は、令和3年12月1日から令和5年2月28日の1年3ヶ月間です。

届出地、大字勝目70番1(田)14㎡、

届出地所有者、大字勝目、■■■■■■■■■■、使用期間は令和3年12月1日から令和5年2月28日の1年3ヶ月間です。

いずれも願い出人は、奈良市、国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所、一般国道24号 大和御所道路整備事業に伴う工事用地としての使用のためです。

以上、農地一時転用願いにつきましては、2件2筆の通知でございます。

議長 報告第2号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

これで、1月委員会を終わります。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員